

## 答申乙第47号（諮問乙第61号事案）

### 答 申

#### 第1 審査会の結論

宮城県教育委員会が平成23年1月6日付けで異議申立人に対してした非開示決定は、妥当である。

#### 第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成22年12月2日、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、下記内容について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成〇〇年（〇）第〇号事案について

県教委が県人事委へ提出した次の文書  
乙第〇号証，乙第〇号証，乙第〇号証，乙第〇号証の作成に当たり，それらの根拠となった録音媒体の全部

- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記録された行政文書の一部として、「事実確認音声記録（被害者）H〇.〇.〇」及び「追加事実確認音声記録（被害者）H〇.〇.〇」（以下「本件電磁的記録」という。）を特定した。

その上で、本件電磁的記録について、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示しない理由を次のとおり付して、平成23年1月6日付け教第594号で通知した。

##### （1）条例第18条第1項第2号該当

対象となる個人情報を含む行政文書には、個人情報の本人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、開示することにより、本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。

##### （2）条例第18条第1項第6号ハ該当

対象となる個人情報を含む行政文書には、個人情報の本人に係る評価等が含まれており、開示することにより、将来の同種事務の円滑な執行

に支障が生ずるおそれがあるため。

(3) 条例第18条第1項第6号ホ該当

対象となる個人情報を含む行政文書には、職員の懲戒処分に係る検討内容等が含まれており、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるため。

- 3 これに対し、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成23年2月14日付けで異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、非開示とされた個人情報の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

教第594号による「7 事実確認音声記録（被害者）H〇.〇.〇」（非開示）、「10 追加事実確認音声記録（被害者）H〇.〇.〇」（非開示）について

ア 「第18条第1項第2号ただし書きイ」に該当する。

乙第〇号証、乙第〇号証にかかるAさんの「事実確認音声記録」及び「追加確認事実確認音声記録」は、日時、場所、出席者氏名、職等を含め、県教委からすでに乙第〇号証、乙第〇号証としてそれらの全文が示されている。このことから、「事実確認音声記録」及び「追加確認事実確認音声記録」が、私に開示されたとしても、Aさんの権利利益を害するとは思われない。

また、私が繰り返し訴えてきているとおり、Aさんの証言には、一貫性、整合性に欠ける内容、又は全くの虚言が含まれ、場合によっては刑法にも抵触している可能性があるものがあることから、これらの音声記録が開示されることにより、一部Aさんの権利利益が侵害されたとしても、受忍すべき範囲内にとどまると考える。

イ 「第18条第1項第2項ただし書きロ」に該当する

乙第〇号証、乙第〇号証、乙第〇号証で示されているAさんへの聴取

等は、私の処分の極めて重要な証拠となっていることは明白な事実である。

しかし、私が今まで主張してきたとおり、乙第○号証では、Aさんが主張した真実とは異なる内容に加え、乙第○号証に至る流れの不合理性がある。また、例えば乙第○号証で言えば、「聴取方法の誤りがある」「改ざんされている可能性がある」など、聴取内容や証言の記載について不自然かつ不合理さがある。乙第○号証では、乙第○号証でAさんが初めて主張した内容について、県教委では何の詮議もせずに認定したことなどがある。

このように、乙第○号証から乙第○号証、乙第○号証、そしてそれらの結論である乙第○号証は、その信ぴょう性、合理性などに強い疑いがありながら、私の処分に重くかかっているということは、私の職業人としての生き死にや人間らしく生きる権利をも脅かしたものであることから、乙第○号証、乙第○号証にかかるAさんの「事実確認音声記録」及び「追加確認事実確認音声記録」は、開示されるべきである。

私は、乙第○号証、乙第○号証として県教委から出された証拠は、本当にAさんの証言の内容と一致し、その聴取方法と聴取内容を基にした各証書の作成過程は合理的にかつ正しく行われたのか、を知りたいのである。

ウ 「第18条第1項第6号ただし書きホ」について

私の処分決定は、公正さの点で問題があり、非常に不誠実、不合理極まりない聴取や事実認定が行われていた。それは、乙第○号証等により私が知ったことであるが、私の処分が行われて約1年経とうとした平成○○年○月初め、Aさんの偽りの証言により、私が身に覚えがないばかりか、私自身、県教委に問われもしない内容が、事実として認定されていたことである。

情報開示について、全国の先駆けを自負する宮城県でもあり、県教委は、自らの立場だけで公正・円滑な執行の支障を言うのではなく、今回の件全体を公平に裁く意味から開示し、その上で堂々と県教委の主張の正当性を述べるべきであろう。

また、事情聴取等は、事実を確認させるための資料を得るために行われるものであり、その場で得た証言を基にその場でどう判断するか、また、事実を確定させることを目的としているわけではない。そのため、「公正かつ円滑な人事の確保が困難になる恐れがある」には当たらず、開示することに問題はないと考える。

自ら自信を持って確定させた乙第○号証等で示す認定事実を基に、人

一人を殺すにも等しい処分を下した県教委は、Aさんに対する聴取に係るやり取りを明らかにし、その聴取方法や、手順、Aさんの証言の信ぴょう性の根拠などについて、また、県教委定例会での審議内容や処分が決定した経緯などについて、説明責任を果たすべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件電磁的記録について

本件電磁的記録である「事実確認音声記録」は、勤務する学校の教頭からセクシャル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）被害を受けた同僚女性に対し、実施機関が事実経緯を聞き取りにより調査・確認した際の様子を録取したものである。当該音声記録は、セクハラを受けた被害女性が、自分の受けたセクハラ被害の実情を赤裸々に告白したものであり、秘匿性の高い極めてプライベートな内容が含まれている。さらに、当該音声記録は、あくまで「被害に係る聞き取り記録」及び「被害者への確認記録」の二つの調書の作成を目的として、実施機関が被害女性の承諾を得た上で録取したものであり、音声記録の外部への開示を行うことについてまで承諾を得ているわけではなく、ましてやセクハラに加害者本人への開示を想定していたものではない。

##### 2 条例第18条第1項第2号の該当性について

本件電磁的記録は、上記内容が記録されているものであり、これを開示することにより、セクハラ被害者である当該女性のプライバシーを侵害し、権利利益を侵害するおそれが高いと考えられる。このことから、条例第18条第1項第2号に該当するものである。

##### 3 条例第18条第1項第6号ハの該当性について

本件電磁的記録は、異議申立人からセクハラ被害を受けた同僚女性に対し、実施機関が聞き取りにより調査・確認を行った際の様子が録音されている。この聞き取りの過程で、被害女性及び異議申立人に対する感想等を交えながら録取を行っている。このことから、当該音声記録の内容には、実施機関の両当事者に対する評価の内容が含まれている。実施機関では、このような評価の内容が開示された場合、異議申立人がその内容を誤解・曲解する可能性があるため、不測の事態を惹起するおそれがあり、また、こうした内容を開

示することは、今後同種の事務事業を遂行する上で大きな支障となるものと考えられる。このことから、条例第18条第1項第6号ハに該当するものである。

#### 4 条例第18条第1項第6号ホの該当性について

本件電磁的記録は、実施機関が調書作成を目的として、被害女性の承諾を得た上で録取したものであるが、音声記録の外部への開示についてまで承諾を得ているわけではない。被害女性の発言内容は、外部への開示を想定しない状況下で行われたものであり、録取自体がこうした前提条件および実施機関との信頼関係の下に成り立っている。通常、実施機関では、こうした音声記録を録取した場合、これに基づく調書を作成し、懲戒処分を行う際の判断材料の一つとして用いている。仮に、被害者や関係者に対する事実確認等の音声記録がそのまま外部へ開示、特に反対当事者へ開示される可能性がある場合、そのことが被害者や関係者に対する心理的負担となることが懸念される上、開示による不測の事態をおそれた被害者や関係者から、自由な意見の発言の機会を奪うことにもなりかねない。

このことは、実施機関が行う正確な事実の把握を阻害する大きな要因となるものであり、結果的に懲戒処分の公平、公正な判断に大きな障害を及ぼすものと考えられる。このことから、条例第18条第1項第6号ホに該当するものである。

### 第5 審査会の判断理由

#### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものである。

したがって、自己を本人とする個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

#### 2 条例第18条第1項第6号ホの該当性について

条例第18条第1項各号には、原則開示の例外となる情報が規定されており、そのうち同項第6号には、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であつて、開示することにより、

次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」として、同号ホで次のとおり規定されている。

ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれ

実施機関は、条例第18条第1項第6号ホの該当性について、第4の4のとおり主張する。

このことを踏まえ、当審査会は、実施機関から本件電磁的記録の提示を受けて、インカメラ審理により、本件電磁的記録を実施機関が非開示と判断した妥当性について審議を行った。

本件電磁的記録は、実施機関が異議申立人に対する懲戒処分を判断するに当たって、用いる調書の作成を目的として、セクハラ被害を受けた女性講師からその事実経緯を聞き取りにより調査・確認した際の様子を録取したものである。具体的には、勤務する学校の教頭からセクハラ被害を受けた女性講師が、自分が受けたセクハラ被害の状況について具体的に告白した内容を記録した音声データである。この録音に当たっては、女性講師から外部へ開示等しないことを前提に承諾を得ていること、実施機関では、この音声記録をもとに懲戒処分の判断の際に用いる「被害に係る聞き取り記録」及び「被害者への確認記録」の二つの調書を作成していることなどが認められる。

実施機関にとって、セクハラを受けた被害女性からの事情聴取は、懲戒処分の判断に当たって、具体的、客観的な情報を得る手段として、非常に重要なものである。この事情聴取により得られた情報は、通常、一般に知られることはない状況のもとに得られたものであり、この情報が含まれた本件電磁的記録を開示することとなれば、実施機関は、事情聴取の内容が公開されることを前提として、実施しなければならず、この場合には、セクハラを受けた被害女性が自己の告白の内容が開示されることを憂慮し、発言を躊躇することなどにより、自由な発言の機会を奪い、結果として、実施機関が正確な事実の把握のもとに公正な懲戒処分を執行する上で支障が生ずるおそれがあると認められる。このことからすると、本件電磁的記録に含まれる情報は、「人事管理に係る事務」に関する情報に該当するものである。

したがって、条例第18条第1項第6号ホに該当し、非開示とすることが妥当である。

なお、本件電磁的記録について、実施機関は、条例第18条第1項第2号

及び同項第6号ハについても該当するとして非開示としているが、前記のとおり条例第18条第1項第6号ホに該当すると認められることから、それらの該当性について判断するまでもなく非開示が妥当である。

### 3 結論

以上のとおり、本件電磁的記録は条例第18条第1項第6号ホに該当するから、本件処分は妥当であると判断した。

## 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
23. 3. 16	○諮問を受けた（諮問第61号）。
23. 6. 13 (第152回審査会)	○事案の審議を行った。
23. 7. 28 (第153回審査会)	○事案の審議を行った。
23. 10. 17 (第155回審査会)	○事案の審議を行った。
23. 11. 21 (第156回審査会)	○実施機関からの意見聴取を行った。
24. 4. 26 (第161回審査会)	○事案の審議を行った。
24. 6. 28 (第163回審査会)	○事案の審議を行った。
24. 9. 24 (第166回審査会)	○事案の審議を行った。
24. 12. 13 (第169回審査会)	○事案の審議を行った。
25. 1. 17 (第170回審査会)	○事案の審議を行った。
25. 2. 12 (第171回審査会)	○事案の審議を行った。



(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成24年10月13日まで)

氏名	区分	備考
井坂正宏	学識経験者	会長職務代理者
小野純一郎	法律家	会長
菅原泰治	学識経験者	
中谷聡	法律家	
細川美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	

(五十音順)

(平成25年3月13日現在)

氏名	区分	備考
飯島淳子	学識経験者	
井坂正宏	学識経験者	
中谷聡	法律家	会長
細川美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	会長職務代理者
松尾大	法律家	

(五十音順)